

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所倫理規程

平成17年4月1日
17規程第38号

改正 平成18年4月1日18規程第10号
改正 平成27年4月1日27規程第25号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）の役職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって研究所の業務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、「役職員」とは、役員（理事長、理事及び監事をいう。）及び職員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第26条の規定に基づき任命された者をいう。）をいう。

- 2 この規程において、「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。
- 3 この規程の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。
- 4 この規程において、「利害関係者」とは、役職員が職務として携わる次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該勤務する者に限る。）を除く。

(1) 研究開発振興業務

- イ 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成16年法律第135号。以下「法」という。）第15条第1号ロに規定する基礎的研究又は試験研究に係る研究費の交付を受けている事業者等又は個人（第3項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）、当該研究費の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該研究費の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- ロ 法第15条第2号に規定する助成金の交付を受けて当該交付の対象となる事業を行っている事業者等、当該助成金の交付の申請をしている事業者等及び当該助成金の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等
- ハ 法第15条第2号に規定する指導及び助言を受ける事業者等又は特定個人
- ニ 廃止前の医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法（昭和54年法律第55号）第27条第2項第3号及び第3項第2号の規定による出資又は貸付を受けている事業者等

(2) 研究所の業務に係る契約に関する業務

共同研究、受託研究、売買、賃貸、請負その他の研究所の業務に係る契約を締結している事業者等又は特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

- 5 前項の規定の適用については、役員は、他の役職員が職務として携わる前項第1号及び第2号に掲げる業務にも従事しているものとみなす。
- 6 職員に異動があった場合において、当該異動前の職務に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職務に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間は、当該異動のあった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 7 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職務に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

(倫理行動規準)

- 第3条 役職員は、研究所設立の趣旨に鑑み、研究所役職員としての誇りを持ち、その使命を自覚し、常に、研究所業務の公正な執行に当たらなければならない。
- 2 役職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利害のために用いてはならない。
 - 3 役職員は、職務の遂行に当たっては、当該職務の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行動をしてはならない。
 - 4 役職員は、勤務時間外においても、自らの行動が研究所業務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

(倫理監督者、総括倫理管理者及び倫理管理者)

- 第4条 役職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督者、総括倫理管理者及び倫理管理者を置く。
- 2 倫理監督者は、理事長とする。
 - 3 総括倫理管理者は、総務部長（国立健康・栄養研究所にあっては、総務部次長）とする。
 - 4 倫理管理者は、医薬基盤研究所長、政策・倫理研究室長、部長及びセンター長とする。とする。

(倫理監督者の責務)

第5条 倫理監督者は、この規程の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 役職員からの第8条第2項又は第14条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 役職員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、役職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

(総括倫理管理者及び倫理管理者の責務等)

第6条 総括倫理管理者及び倫理管理者は、役職員からの第8条第2項又は第14条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う責務を有する。

2 総括倫理管理者は、前項のほか次の各号に掲げる責務を有する。

(1) 倫理管理者を総括するとともに、倫理管理者に対し、必要な指導及び助言を行うこと。

(2) 倫理管理者からの報告を取りまとめ、倫理監督者に報告するとともに、必要に応じ講すべき措置等について倫理監督者に上申すること。

(3) その他倫理監督者と密接な連携を図ること等により、この規程の遵守の徹底を図ること。

3 倫理管理者は、第1項のほか次の各号に掲げる責務を有する。

(1) 職員からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

(2) 職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要に応じ、職員の上司に注意喚起すること。

(3) 職員の職務に係る倫理の保持に関する状況等について、総括倫理管理者に報告するとともに、必要に応じ、講すべき措置について総括倫理管理者に上申すること。

(4) その他総括倫理管理者と密接な連携を図ること等により、この規程の遵守の徹底を図ること。

(禁止行為)

第7条 役職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。

(2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

(3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

(4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

(5) 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。

(6) 利害関係者から供應接待を受けること。

(7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

(8) 利害関係者と共に旅行（職務のための旅行を除く。）をすること。

(9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、役職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

(1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

(2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものという。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。

(3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。

- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

3 第1項の規定の適用については、役職員（同項第9号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該役職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

- 第8条 役職員は、私的な関係（役職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。
- 2 役職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理管理者、総括倫理管理者又は倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

- 第9条 役職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。
- 2 役職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

- 第10条 役職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

- (1) 研究所が直接支出する費用をもって作成される書籍等（厚生労働省が支出する補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第17

9号) 第2条第1項に規定する補助金等をいう。) 若しくは直接支出する費用をもって作成される書籍等又は厚生労働省が所管する特定独立行政法人が支出する給付金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。)若しくは直接支出する費用をもって作成される書籍等を含む。)

(2) 作成数の過半数を研究所において買い入れる書籍等(研究所、厚生労働省及び厚生労働省が所管する特定独立行政法人において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になる書籍等を含む。)

(役職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第11条 役職員は、他の役職員の第7条又は前二条の規定に違反する行為によって当該他の役職員(第7条第1項第9号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 役職員は、理事長、倫理監督者その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の役職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 役員及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所職員給与規程(平成17年規程第5号)第13条第1項から第4項までに規定する役職手当を支給される職員は、その管理し、又は監督する職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第12条 役職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食する場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、飲食届出書(様式第1号)を倫理監督者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ができるなかったときは、事後において速やかに飲食届出書を届け出なければならない。

(1) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。
(2) 私的な関係がある利害関係者と共に飲食する場合であって、自己の飲食する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき。

(講演等に関する規制)

第13条 役職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(兼職又は兼業の承認を得てするものを除く。以下「講演等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ、講演等承認申請書(様式第2号)を申請し、倫理管理者、総括倫理管理者又は倫理監督者の承認を得なければならぬ。

2 倫理監督者は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、役職員の職務の種類又は内容に応じて、役職員に参考となるべき基準を定めるものとする。

(倫理監督者への相談)

第14条 役職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第7条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうか判断することができない場合には、倫理管理者、総括倫理管理者又は倫理監督者に相談するものとする。

(贈与等の報告)

第15条 役職員は、事業者等から金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と役職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において役員及び事務職俸給表5級相当以上の職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5千円を超える場合に限る。）は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書（様式第3号）を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、倫理監督者に提出しなければならない。

- (1) 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額
- (2) 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となつた事実
- (3) 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所
- (4) 当該贈与等の内容又は当該報酬の内容
- (5) 当該贈与等をし、又は当該報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた役職員の職務との関係及び当該事業者等と研究所との関係
- (6) 第1号の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠
- (7) 供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数）
- (8) 第2条第3項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者（以下「役員等」という。）が贈与等をした場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名）

2 前項に定める報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- (1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
- (2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち役職員の現在又は過去の職務に関する事項に関する講演等の報酬

(株取引等の報告)

第16条 役員は、前年において行った株券等（株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）の取得又は譲渡（役員である間に行つたものに限る。以下「株取引等」という。）について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書（様式第4号）を、毎年、3月1日から同月31日までの間に、倫理監督者に提出しなければならない。

（所得等の報告）

第17条 役員（前年1年間を通じて役員であったものに限る。）は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書（様式第5号）を、毎年、3月1日から同月31日までの間に、倫理監督者に提出しなければならない。

（1）前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が百万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基因となった事実）

イ 総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第3項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。以下同じ。）

ロ 各種所得の金額（退職所得の金額（所得税法第30条第2項に規定する退職所得の金額をいう。）及び山林所得の金額（同法第32条第3項に規定する山林所得の金額をいう。）を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額

（2）前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。）

2 前項の所得等報告書の提出は、納税申告書（国税通則法（昭和37年法律第66号）第2条第6号に規定する納税申告書をいう。以下同じ。）の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同項第1号イ又はロに掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となった事実を当該納税申告書の写しに付記しなければならない。

（報告書の保存及び閲覧）

第18条 前3条の規定により提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書又は納税申告書の写し（以下「所得等報告書等」という。）は、これを受理した倫理監督者において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 倫理監督者は、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき2万円を超える部分に限る。）の閲覧の請求があった場合は、閲覧させることができるものとする。

（理事長の責務）

第19条 理事長は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等の受理、審査及び保存並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の役職員の職務に係る倫理の保持のための体制整備を行うこと。
- (2) 役職員がこの規程に違反する行為があった場合には、厳正に対処すること。
- (3) 研修その他の方法により、役職員の倫理感のかん養及び保持に努めること。

(国の職員との接触)

第20条 役職員は、国の行政機関の職員と接触する場合、国民の疑惑や不信を招くことのないよう行動しなければならない。

(役職員がこの規程に違反したおそれがある場合の調査等)

第21条 役職員（理事長及び監事を除く。）に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められるときは、倫理監督者は、直ちに実情調査を開始するものとする。

2 理事長又は監事に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められるときは、倫理監督者又は総括倫理管理者は、直ちに実情調査を開始するとともに、その結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

(役職員がこの規程に違反した場合の処分等)

第22条 役員（理事長及び監事を除く。）が、この規程に違反する行為を行った場合、理事長は独立行政法人通則法第23条第2項の規定に基づく処分その他必要な措置を講ずるものとする。

2 職員が、この規程に違反する行為を行った場合、理事長は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所医薬基盤研究所等職員就業規則（平成17年。規則第2号）第62条各号及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所職員就業規則（平成〇年。規則第〇号）第75条に定める処分その他必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に規定する処分は、人事院規則22-1（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）の規定を準用して行うものとする。

(実施に関し必要な事項)

第23条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成17年4月1日17規程第38号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日18規程第10号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日27規程第25号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。